

1. 開催日時：2022年10月31日（月） 10:00～11:33

2. 場 所：オンライン

3. 出席委員等

主 査	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
同	赤井 厚雄	株式会社ナウキャスト取締役会長
オブザーバー	中空 麻奈	B N P パリバ証券株式会社グローバルマーケット総括本部副 会長
同	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
同	西内 啓	株式会社データビークル取締役副社長

---

（概要）

#### <地方行財政について>

##### ・計画策定の必要性の検証

##### ○委員

確かに自治体、特に小規模な基礎自治体に至るに伴って、求められる計画策定の負担が非常に大きくなってきている。それを何とかしなければいけないという気持ちは非常によく分かる。

他方で資料1、3ページの計画策定等に至るところで、国のレベルは全部で11の分類に分かれている。なぜ分かれているかというそれぞれ重要な政策だからということである。これは民間企業でもよくあるけれども、重要なことであっても手が回らないから後回しにしておこうということや、もう少し体制が整ってからやろうみたいなことがよくあるが、あまり好ましくない。

6ページに計画の策定そのものの廃止、手続の見直しがあるが手続の見直しはとても重要で、大変だから安易に廃止というのは最終的には住民の幸福度、行政サービスのレベルを下げることに必要なことを理解する必要がある。

基礎自治体の計画策定の作業負担のブレークダウンは一体どうなっているのか。例えば実態把握から始まって、既に求められているものに適用していく。結果的にそれを具体的な策に落としていく。当然のことながら、EBPMという観点で後からレビューするということがあるが、実態把握については小規模な自治体に行けば行くほど縦割りで見ているわけではなくて、面的に把握しているところがある。人数が少ないから横串を刺した形になら

ざるを得ない。

計画策定の作業の中で、地域の現状把握に関する作業が、特にマニュアルあるいはヒアリングとか様々な手段を自治体で取られていると思うが、そこに負担があるのであればそこでもっとDXの推進を今次の社会の流れの中では積極的に進めたほうがいいのではないか。

ただその際にそれぞれの担当が全てDXについて精通することは難しい。小規模な自治体であれば、例えば自治体の中にデータセンターのような、要は作業を従来どおりやるところとデータを扱うところを1つつくって、つまり策定のところと評価のところだが、そこがよろず相談のような形でデータを提供するという形にしてはどうか。

国ではそれを支援しようという目的で、RESASやV-RESASがある。ただ、それが十分活用されているとは言えないという結果が今年のEBPMアドバイザリーボードの議論の中でもあったが、作業負担の軽減という観点から自治体にインセンティブをもう少し与えて、特にデータの扱いについては専門的な知識を持っている人たちを役割として決めて、自治体の中でそれぞれの現業の部署のサポートをする形にすると、計画を廃止しなくても作業負担の軽減になるのではないか。

#### ○内閣府地方分権改革推進室

我々の担当を離れるが、RESASを用いて地方公共団体の総合計画にどう反映するかという取組が進められており、都道府県や指定都市の規模であれば、それを踏まえて策定することはできるのではないか。中小規模の自治体に対してどのように支援するかは、他の担当部署が検討していると認識している。

一方で20人以下の職員しかいない小規模な自治体においては、目の前の住民サービスに注力したいという中で、どう支援するか、また別のDXをしていけるかというのは、今後、我々も見していきたい。

地球温暖化に関する計画のような技術的な項目の記載が必要な計画は、自治体だけで策定できるものではなく、外部に委託調査をしなければいけないということがあり、負担が大きいと伺っている。内容に応じて、DXによる改善が期待される分野や、DXではなかなか難しいので更なる支援や制度自体を見直す分野など、いろいろなものがあると考えている。

#### ○委員

委託調査には、かなりの部分をアンケートやヒアリングなどデータを集めるということで調査を丸投げに近い形でしているものがあって、無駄なコストがかかっている。

今はそういうことをしなくてもパソコン上で集められるデータがある。RESASは公的統計であるが、V-RESASというのはどちらかというと新しいデータで比較的容易にDXで手に入るものが多いので、その活用が重要で自治体よりももっと狭いところでかなり活用されている。内閣府都市再生本部で、全国に52か所の特定都市再生緊急整備地域がある。これは自治体よりもさらに狭い何十ヘクタールという狭いところで、今年3月から公的統計、行政

記録情報、オルタナティブデータを使って政策の取組の効果測定を国が5年に1回行い、自治体が年に1回行って国に報告するというマニュアルもできて、今自治体に広報活動をしているところである。そういったものも少し参考にするといい。

#### ○委員

今回の計画策定について、確かに役割を終えた計画や統合可能な計画について効率化を進めていくことは大変重要な視点。

他方、国で一律の質のサービスの提供が期待されていながら、自治体がローカルルールをつくってしまって、それによって一律の業務に様々な支障が出るようなことも、医療・介護とかその他の計画であるやに伺っている。

計画策定について各自治体にゼロから考えさせると、ローカルルールみたいなものが必然的に出てきてしまうところがあると思っている。他方で、システムやデータについては横出ししないとか、ある程度フォーマットの標準化を国でしながら、その標準化の枠の中でその自治体が自らの判断で業務を行うという国と地方とのある程度の仕分けはしっかりすることが、地方分権の本当の力を発揮させる上で重要ではないか。

自由にするということは全部任せるということではなく、国の政策として進めるべきものの一つとして、自治体に主要な働きを期待しているところもある部分については、国のほうで一定程度の標準化をしっかりしていく、そういうことを考えていくことが重要。

#### ○委員

計画の整理、統合についてはぜひ進めていただければと思うが、自治体間の共同策定の進行状況について教えてほしい。これは自治体側からはあまり積極的に要望で上がってこないかもしれないと思っているが、自治体間の水平連携を進める上でも重要な施策だと思うので、政府側からの動きでもいいので強化していただけるとありがたい。

#### ○内閣府地方分権改革推進室

標準化については、デジタルの観点から取組が進められており、事務によっては標準化が必要だと認識している。

制度として、自治事務でも法律又は政令で事務を義務付けて、手段についても法令で規定するという方法もあるので、施策に応じて自由度を確保するものと、国で一律なものを規定するものがあると思っている。

共同策定については、先ほど法律に基づく計画の一覧表を作ったと申し上げたが、その中でどの計画が法文上共同策定できるかということも明示している。また、総務省でもそういった調査をして各府省に対してもやり取りをしているところ。

共同策定については、自治体が望むということであればやっていただきたいと思っている。また、今年の提案募集で気づいた点として、市町村同士の水平補完という形で市町村

同士の共同策定が中心かと考えていたが、実は都道府県がある程度、地域の状況を見て計画を策定した上で、それに基づいて市町村と一緒に施策を実施するという例もあるので、都道府県の補完も検討していきたい。

#### ○内閣府

委員のご発言で共通するのは、必要な基準、必要な計画があるのではないかとということだろうと思うが、有識者会議などで何か議論はあったか。

#### ○内閣府地方分権改革推進室

報告書において取りまとめているが、例えば私人の権利義務の直接の根拠となるようなものや、全国的な総量規制を行うようなものは必要であろうという考え方をしており、加えて税制措置に紐づいたようなものは租税法律主義の観点から一定の明確化が必要なので、そういったメルクマールに該当するものについては必要であろうと思う。

一方で、例えば福祉関係の計画でも一体策定することができることが法律で規定されているものもあるので、案件によっては計画について効率的なものがあるかもしれないと考えている。

#### ○委員

国での一定程度の標準化は非常にいい方向。資料1、3ページの11の項目を見ると国と一言で言うのはなかなか難しいものがあるって、関係する省庁がそれぞればらばらにある。なおかつ部局もばらばらになっている。誰がグリップして標準化していくのかというところが明確に示されないとかけ声だけになってしまう。よって、本格的に進めるという方向が出てくるのであればそこまで詰めていかないと実行に結びつかない。

他方で先ほど私が申し上げた自治体の努力でできそうなことは、自治体の中に要はデータを扱う専門の人、企業でもそういう専門の部署があって、何かあるとフロントの人たちが相談に行って解決してもらおうというのがよくある。その部署がプレゼンテーションをつくるなどもする。そこに対して例えば今どういうデータが使えるかとか、あるいは横串を刺してほかの自治体でどのようなものを使っているのかということについて、RESASが出た頃はあったが、その後V-RESASも加わって厚みが出てきた中で、そこはすかさずかになっているような印象がある。そこを深掘りしていくとやり方はあるのではないか。

特定都市再生緊急整備地域の場合もうまく進んでいないと指定の解除があるというかなりきつめのディスインセンティブがあるので、一生懸命やるというモチベーションを皆さんが持っている。民間も入っているから余計そこに乗ってきやすいというのがありますが、話を聞いて参考になるところは取り入れられたらいいのではないか。廃止みたいなものがあるとやらざるを得なくなってくる。今まではそれを地価でやっていた。それしか見るものがなかった。10年前に策定して行政のデジタル化も進んでいるので、行政記録情報、例え

ば建築申請といったものを見ると見えるものがあるわけである。そういうものを使うようになってきているので、そこは勉強すると妙案が浮かぶのではないか。

#### ○委員

抽象的過ぎて個別に落としていかないといけない部分が結構あるのではないか。先ほど医療・介護だと申し上げたのは、具体例を1つ言うと管理者に求められる人員配置基準があって、それは地方分権の中で各自治体に人員配置基準が自由に任されてしまっているところがある。本来例えば介護は全国で一律の質が提供されなければならないところ、なかなか事業者側で対応が難しいという話が別の会議体でもあるのではないか。

厚生労働省は地方分権なので自分たちからは示せないと言っているのではないかと思っており、地方分権の捉え方について恐らく各省庁で相当温度差があるのではないか。ここをまさに地方分権改革推進室でしっかり縛るようなことができるのかどうかということに関心を持って伺いました。個別にしっかり見ていくことは、地方分権を実質的に進めていく意味では極めて重要。

#### ○内閣府地方分権改革推進室

デジタル化については、今年の提案募集における重点募集テーマとして「計画策定等」と併せて「デジタル」を設定している。現在調整をしているところであり、その中で先生に御指摘いただいた点も踏まえていろいろな方法を考えたい。

また施設の配置基準については、個別のところまでは承知していないが、基準は条例に委任するという方向が地方分権改革である。その中で、基準の規定ぶりとして、国が示した基準に従わなければならない従うべき基準や、標準とするという形で、基本的には従うけれども、相当な理由があればそうではない基準も定められる。参酌すべき基準として、規定された基準を参考にして自治体で規定すべきといったいろいろな形があり、案件によってどういった基準で対応すればいいか整理している。そういった新しい問題が出てきているのであれば、提案募集で考えていきたい。

#### ○内閣府

委員の御質問は恐らく国で一定の標準的な行政水準を確保するための方法を地方分権改革推進室で各府省にかみ砕いて説明すべきでないか、自由度を高めるだけでなく縛る方法も分権室の責務ではないかという趣旨かと思うが、どのようにお考えか。

#### ○内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革推進室としては、国の規制を緩和すると提案募集で言っているが、緩和して心配なところが各所あり、その場合はこういった制度が使えるというやり取りを具体的にしている。したがって、問題に応じて事務を確実に執行できるかということは相談に応

じており、そういったことを進めていきたい。

#### ○委員

地方分権改革推進室で各府省がどのような通達なり指示を出しているのかというところもしっかり見ていくと相当安心だなという気がする。

地方分権だといって一切手を触れないような府省もあるやに伺っているので、府省で対応が異なることがないように地方分権の本質を見極めて、しっかり進めていくことが重要。

#### ○委員

各府省庁の中では地方分権という話になるとどうしても話が止まってしまったり、地方分権だからということで話が流されてしまったりという傾向がどうしても出てくるので、地方分権改革推進室で少しグリップしてもらえると全体の流れがよくなる部分が随分あるのではないかと。

抽象的にはきちんと整理されており一連の動きがあるわけだが、個別具体的な話になってきたときにどういう判断をするのか、あるいはどのように考えていくのかというのはまだ積み重ねていかなければいけない部分がある。いろいろな話があってから声を上げる、あるいは判断をするということではなく、もう少しアクティブに具体的なところで判断すると地方分権の本当の姿がきちんと動いてくるのではないかと思うので、その点を考えしっかり進めていただきたい。

大きな話の総論はあまり違和感のないところだと思うが、これを具体的にどう進めていくかというところが大きなポイントで、デジタル化が進んでいくという新しい時代に入ってくる中で、地方分権の具体的な在り方をしっかり議論して前に進められればと思っています。このワーキンググループでも前に進める方向でぜひ考えたいので、その点も御協力をよろしくお願いします。

#### <社会資本整備等について>

- ・不動産IDの活用等の総合的な推進等の新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり 等

#### ○委員

不動産ID検討会の委員をさせていただいた立場からも少し申し上げたいと思うが、このテーマは、もともとは規制改革の文脈から出てきたいわゆる不動産関連業種の生産性の向上と、海外からのインバウンドの投資その他を前提とした市場の透明性の向上の中で、情報の非対称性の解消という文脈も含めて出てきたものである。

これについては、どこでやるかということがあり、かなり大所帯になるが、餅は餅屋ということで国土交通省が事務局になられて、オブザーバーでデジタル庁あるいは法務省に登記の関係ということもあるため御参加をいただき、かなり詰めた議論をしつつ、具体的

な不動産、土地や建物などそういったものに付番をするということで、ルールをつくって、後からそれだと当てはまらない事例があったということでは困るため、ありとあらゆる地べたと建物、その中には公共的な建築物も含めば、いわゆる山林や農地といったものも含めたものに付番をして、齟齬がないようにするという検討をしたために、割と時間がかかって全4回になったわけである。この結果、ミニマルで、13桁の既に存在する不動産番号に4桁付け加えることによって、現状想定し得るあらゆる状況にピンポイントで対応できる。その際の基準は、宅急便だとかドローンの配送が届くというところが1つの基準になっており、そこまでのピンポイントということで決めたところである。

議論の途中で、これは不動産市場の透明性や、あるいは不動産自体の狭義の不動産業の業務の効率化だけで使うのはもったいないという話の中から出てきて、実はこれを使うことによって社会・経済のデジタル化を進める1つの非常に大きなキーとして使えるのではないか。例として挙げたような配送の小規模で地域限定のラストワンマイルのようなものも含めてということであるが、こういったところに使えるのではないか。あるいは、保険ということからいっても、従来どちらかという生命保険というのは割合、個人の健康なので保険数理のアクチュアリーの世界だったが、災害その他の場合の損害保険はまだ目視や現場に行ってみるといったところがあったところが、デジタル化の進行とともに、実はアクチュアリーの世界に再編し得る可能性があるという議論が出たというのものもある。

幸いにして、日本の不動産市場の透明性は従来、市場規模で世界2～3位ということが言われていたが、透明性は25、26位というところで推移していたものが、直近発表されたジョーンズ・ラング・ラサールの2年に1回出てくる国際比較のランキングで、このコロナの期間中にデータが相当活用できるようになったということで、実は12位ということで、アジアで1位、シンガポールとか香港を抜くポジションにつけたということ。ランクでいうと「高」というところに史上初めて日本が載ったということがあり、これはある意味で言うと、世の中がちょっと先に進んだ。そのタイミングでこのIDが出てきたというところに非常に大きな意味があると思っている。

また、別のグループでは個人のマイナンバーという議論があるが、これはある意味で不動産のマイナンバーに相当するものであり、これをキーとして情報の縦の連結、それから異分野のデータとの連携ができる。先ほどデジタル庁からデジタルツインの話があったが、デジタルツインができるということは、縦と横のデータの連結と連携ができるがゆえに、しかもリアルタイムできるということと同じで、これが今のデジタルツインの議論に結びついているというところがある。

こういう観点で、もともと国土交通省の裏庭で発生した芽がかなり大きくなってきていて、社会全体の様々な領域で利活用ができるものであるという認識が今、生まれつつあるというのが現状であり、国交省の資料の中にあっただが、7ページの幅広い産業の巻き込みというお話や、9ページに模式図のようなものがあるが、ここをどこまで深掘りをして、不動産市場はもちろんであるが、それ以外のところにどういう形で活用し、それが経済を

成長させる、あるいは高度化を進めるという意味での活用ができるかというところを関係各省庁で深掘りをする。それから、官民の間の議論を活性化させるということがこれからのポイントだと思っている。

その観点からすると、国交省ももちろん重要な役割であるが、これからはデジタル庁、それからいろいろな省庁の横串を刺すという意味では内閣府の役割が極めて重要な局面に入ってきたと考えている。このため、これからこれについてはそういう対応をしていただくことが、骨太方針や経済対策の趣旨も含めた形での政策の推進になるということで、ルールができたということで終わりにしてしまわないようにフォローアップをしていくことが必要ではないかと思う。

#### ○委員

まず、国土交通省の御説明は、不動産IDの活用の方向性について、相当程度御検討いただいていることがよく分かる御説明だったと思う。非常に精力的に御検討いただいていることを感謝申し上げます。そういう意味で言うと、不動産番号の取り込みができれば、その先の活用の考え方は相当程度進めていただけるものと思っている。そうすると、問題は不動産番号を取り込む前のところが極めて重要だということになるのだと思う。

今回、デジタル庁のほうで不動産情報システムからどうやって不動産番号を取り出して、それでベースレジストリまでつなげていくという御説明をいただいた。ベースレジストリについて、今後、具体的にどのようなロードマップで進めていただくのかということを示していただくことが重要だと思っただけと同時に、国土交通省からオープン化という言葉があったと思うが、登記情報システム及び地図情報システムからデータを取り出す際にしっかりAPI連携するなどして、利活用に向けてデジタル化に合わせて取り出しを容易にしていくことをしっかり見ていただく必要があると思う。

登記簿のように一件一件抽出するようなことがあっては全くデジタル化に合わないということなので、API連携していくということである。これは法務省だと思うので、法務省が外郭団体を含めてそういう方向でやっていただくということをしっかり押さえていただくのが重要だと思う。これさえできれば、その先はしっかり利活用していくという検討をデジタル庁及び国交省のほうで進めていただくということだと思ったところである。

参考資料についても御説明いただいたが、参考資料3の公共交通の再構築は極めて重要な課題だと思う。この資料からはあまり不動産IDとどう関係しているのかという活用の方向性はあまり見えてこなかったなと思うが、ぜひ、そうしたデジタル化も含めて再構築の方向性について道筋をつけていただきたい。

#### ○委員

こちらは不動産の利活用にとどまらず、住所表記の揺れを吸収するというのは民間のデータ活用でもすごく大事なところで、恐らくBtoCやBtoBのマーケティングであったり、複



数店舗を経営している人たちの経営管理というところにもすごく役に立つのだろうと思う。要するに自分たちの自前の住所が入っているデータ、何かしら空間的に蓄積されたマーケティングデータや経営のデータと、外部のデータというところ、例えばPOIや、この周辺の人流等とひもづけて、どういうところが勝ちパターンなのだろうということを見つける上ですごく重要な取組だと思った。

取りあえず一番最初は不動産の利活用というところで進められていると思うが、オープン化という話があったため、いわゆる民間の事業者たちに公開され、使いやすくなるまでのロードマップ、タイミングというところと、データを取り込むときにどのような連携の仕方が、現在、考えられているのかということがもしあれば教えていただきたい。

## ○国土交通省

まず、不動産業にとどまらず、いかに関係業界を幅広く巻き込んでいくかが大事だということである。私どもも今、一生懸命いろいろな業界にアプローチをしているところであるが、委員から御指摘があったように、デジタル庁、それから内閣府をはじめ関係省庁からも御協力をいただけると大変ありがたいと思う。

それから、委員から、オープン化の話、あるいは今後どうなっていくのかというお話もいただいた。我々が民間の方々と意見交換している中でも、不動産IDがどういうタイムスケールでどこまで進むのかという見通しがなくなかなか取り組みづらいというお声も頂戴しているため、先ほど申し上げた官民のプラットフォームを来年春に立ち上げたいと考えている。そのときにできる限り官民のロードマップを示していくような形で、見通しを持って取り組めるようにしてまいりたいと考えているところである。

## ○デジタル庁

まさしく先ほど御指摘いただいたように、ベースレジストリの取組は縦と横の関係というデジタルツインをやる上で、不動産だけではなく関連情報とひもづけるというところが非常に重要になってくると思うため、現在、取り組んでいるところである。

その後、ロードマップの御指摘をいただいたが、まさしく我々はデジタル庁ができてからベースレジストリというプロジェクトを立ち上げて、データの環境は国際的にも非常に大きく変化しているところであるため、ベースレジストリを再度きちんと着実に実行するために、ロードマップを含めて計画をつくらうとして、今まさにデータ戦略ワーキンググループという形で検討しているところであり、来年度の戦略の時期というか、来年春に向けて、今その整理をしているところであり、そうした中で検討を進めていければと思っている。

その中に、今、国交省からもあったように、オープン化の時期や整備される時期がいつなのだとすることを様々な方から御指摘いただいているため、そこの中で決めていこうということ、現在、関係省庁との関係でオープン化がどこまでできるのかという時期と範

困について整理をさせていただいているところである。

#### ○国土交通省

委員から御指摘があった点、不動産IDと公共交通の連携であるが、公共交通のリデザイン、再構築は大きく3つ、DX、GX、それから共に創る共創ということで、まさに審議会で委員にも入っていただいて議論を始めたところである。

特に、参考資料の14ページの右上に香川県の三豊市の例があるのだが、地域交通も交通だけではなくて不動産や住宅、それから介護、福祉などいろいろな領域とタグを組んでやらなければいけないということで、三豊市で不動産、住宅なども組んでというのが始まっている。また、DXの文脈で言うと前橋市のマイナンバーカードとのひもづけも後押ししていこうということで、今後、具体的に連携できるものはしていきたいと思っている。審議会の御議論も踏まえて検討したいと思う。

#### ○委員

不動産IDの1つの課題は、国土交通省が事務局になってつくったがゆえに、この検討会は公開されてメディアの方も入られたが、出てくるメディアの記事は「不動産の検索が容易化」ということで、国土交通記者クラブの方が書くとそうになってしまう。しかし、それが今、幅広い領域に活用できるのだということを持っていただく形での打ち出しの仕方がとても重要であり、このためには各産業領域、縦割りの領域の中での利活用をどう進めていくのかということを見える化していかないと、知らぬ間に忘れ去られてしまうということだと思う。

それから、先ほどの公開、オープンデータ化というところであるが、実は不動産IDというのはルールを決めたのであり、データを誰かが抱え込んで集積しようというものではないため、それを出す出さないという議論は存在しない。一方で、1つの課題は、非不動産の分野の方が入ってそれを使おうとした場合、不動産の専門の方はルールを読んだら分かる。どのようにつけると一義的に特定できるかは分かるので心配ないが、不動産でない人は、もしかしたら違う番号をつけてしまうのではないかという不安があり腰が引けるといふところがある。そういう意味では、AIを使って幾らでもできると思うが、例えば住所や自分が持っているいろいろなデータを入れると不動産番号に変換されるようなプラットフォームがないと、異分野の方を巻き込むのはなかなか難しい。

それから、地域の方からすると、どうせ東京とか大都市でやっているものではないかということで、デジタル田園都市との関係も含めて、全国津々浦々の方がそれを身近なものと感じることが1つ。

1つの切り口としては、公示地価がある。全国で鑑定評価別で地価を評価したものを年に1回、国が出している。これは、もともとは不動産鑑定評価制度の普及のために始まった制度である。昭和20年代か30年代から始まったものであるが、それがずっと続いており、

十分普及しているのだが、何らかの役に立つのでまだ続いている。

全国の新聞で出るが、あれをやるときに、そこに出ている一個一個の不動産に不動産IDを全部振ってあげたらいい。これは別に公開されている情報であるため、例えばそのようなことでほかにも多くの人の目に触れるものというところ、プラットフォームをつくるということは簡単にできると思うが、そういった形での浸透の仕方も国土交通省がかなり具体的に考えていかれたらいいと思う。

異分野のことについて言うと、先ほど保険といった話が取り沙汰されたが、地べたなので森林や農地、特に森林については森林経営の大規模化が政府の中でも非常に大きな課題になっており、グリーンファイナンスというところからでも、大規模化されないと大きな年金や何かが入っていけないということがあるが、これも一つ一つ付番をしていくことによって、所有の集約や経営の大規模化というところに結びつくという意味では、その分野の成長に結びつく。

ところが、この人たちはこういう存在は今全く知らないはずである。いかにして新しいインフラができたのだというところを場合によっては不動産IDという命名も含めて見直すというか、先入観を与えないような形がいいと思うが、そのぐらいの決意を持って多分野に踏み込んでいくことが、結果を出すという意味からすると求められるのではないかと思う。

#### ○委員

先ほどの省庁の御回答で、法務省のデータの取出しがどうなっているのかというところがまだはっきりしていない。今回御回答がなくとも、そこについてはユーザーフレンドリーな形でしっかりデータが取り出せるのだというところを事務局でもしっかり押さえていただければということをお話しようと思った。

#### ○委員

今の不動産IDや位置情報、空間情報のデジタル化の話は、今日御発表があったように非常に重要な話で、政府全体としても大きな取組の枠の中に入ってきている話であるため、ぜひ進めていただきたいと思う。今日もしっかりとした取組の話をいただいたため、それを加速していただければと思う。

一方で、みんなが大事だと思っていながら、言うは易くの話があることは、私が申し上げるまでもなくデジタル庁の方々も国交省の方々も十分御承知のことだと思うが、改めてここで申し上げておいた方がいいと思うのは、住所と空間も含めた位置情報と不動産登記の情報とをきれいに1個のデジタル情報でつなげるのは、できるといいなととても思う反面、かなり至難のわざであるということ。住所もかなり複雑であり、表記の揺れもあり、登記はまた別の形で記録されており、若干個人情報に関わる部分もあり、そういう意味では今、法務省のお話があり、デジタル庁の方の最後の御発表で、クレンジングをしてデー

タをつなげるという話があったが、これで進めていただければと思う反面、なかなか大変な部分がある。

この辺り、どこがしっかり全体の調整をするのかを決めていただかないとなかなか難しい面があるのと、もう一つは、いろいろな障害や面倒くささがいっぱいあるのは十分分かるため、これを乗り越えていくとメリットが相当あることを強調することが重要。それを私も強調したくて今ここで発言しているわけである。かなり面倒くさいのだが、これをしっかりやっていくことが、不動産だけではなく、今日お話があったようないろいろなビジネスを大きく発展させていくための鍵であるため、注文というよりは、ぜひ皆さんの取組を後押ししたいと思っている。ぜひしっかり進めていただきたいと思います。

#### ○委員

委員のお話を聞いてロジックがすごく分かったのだが、恐らく最終的にオープン化というときにすごく大事になるのが、揺れている表記の住所を投げたりであるとか、GPSの情報を投げたときに、できるだけ簡単に正しいIDにアクセスできるかというところのユーザビリティのところ、活用される価値を大きく左右するかなと思った。おっしゃるとおりすごく意義深い取組だと思うため、ぜひその辺りをきちんと御検討いただきたいと思います。

#### ○委員

現状をきちんと御報告いただくのはとてもありがたいことで、冒頭にお話があったように、私のほうからワーキンググループ全体で現状をしっかりと報告してくれということをお願いしたため、そのとおりに準備していただいているのはとてもありがたいこと。ただし、各ワーキンググループで申し上げているが、現状のデータを出していただくのが目的ではなくて、それは目的の半分に過ぎない。取組のどこが進んでいて、どこが進んでいないのか、この先何をやればいいのか、ワーキンググループで何を進めたいのかというところの説明が、本来やっていただきたかった本当のポイントであるため、今すぐではないが、その辺りもぜひしっかり進めて御報告していただきたいと思います。